



茨城県

平成30年度 茨城県職員(職業訓練指導員)採用選考案内

平成30年7月6日
茨城県人事委員会
茨城県総務部人事課

職業訓練指導員を採用するための茨城県職員採用選考(大学卒業程度)を次のとおり行います。

- 選考日 平成30年9月2日(日)
- 受付期間 平成30年7月6日(金)～8月10日(金)
 - ※ 郵送の場合は、受付最終日の消印有効
 - ※ 持参する場合は、受付期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	採用時の勤務場所	主な職務内容
職業訓練指導員 (情報系)	1名程度	県立産業技術短期大学校	職業訓練の指導等の業務に従事します。
職業訓練指導員 (情報処理科)	1名程度	県立産業技術専門学院	

- ※1 採用予定人員については、変更になる場合があります。
- ※2 「採用時の勤務場所及び主な職務内容」については、採用時の予定です。その後の人事異動により、上記勤務場所以外での業務に従事していただく場合があります。

2 受験資格

<職業訓練指導員(情報系)>

次のいずれにも該当する人が受験できます。

- (1) 昭和59年4月2日以降に生まれた人
- (2) 次のア～イのうち、いずれかに該当する人
 - ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。大学院及び職業能力開発促進法に基づく大学校を含む。)において、電気・電子系、情報系、機械系のいずれかを専攻し、博士若しくは修士の学位を取得している人、又は平成31年3月31日までに取得見込みの人
 - イ 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例第11条に定める条件(別紙参照)に該当する人

<職業訓練指導員（情報処理科）>

次のいずれにも該当する人が受験できます。

- (1) 昭和59年4月2日以降に生まれた人
- (2) 情報処理科の職業訓練指導員免許を有する人, 又は平成31年3月31日までに取得見込みの人

注) 上記の受験資格に該当する人であっても, 次のいずれかに該当する人は, 受験できません。

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ③ 禁錮以上の刑に処され, その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ④ 茨城県において懲戒免職の処分を受け, その処分の日から2年を経過しない人
- ⑤ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し, 又はこれに加入した人

3 選考の日時及び会場

日 時	会 場
平成30年9月2日（日） ・ 開 場 午前9時00分頃 ・ 説明開始 午前9時15分 ・ 教養考査 午前9時30分～午前11時30分 ・ 適性検査 午後0時15分～午後1時15分 ・ 論文考査 午後1時30分～午後2時30分 ・ 口述考査 午後2時45分～	茨城県水戸合同庁舎 水戸市柵町1-3-1 電話029(225)2803

※ 試験場への車両(自動車, オートバイ, 自転車等)の乗入れは禁止しますので, 公共交通機関等を御利用ください。

※ 災害等により, やむを得ず試験の日程等を変更する場合があります。その場合は, 茨城県人事委員会事務局ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/jinjiin/>)にてお知らせしますので確認してください。

4 選考の方法

項 目	方 法	内 容
教養考査	択一式 (2時間)	公務員として必要な一般的知識及び知能等について, 大学で履修した程度の問題を出題します。
論文考査	記述式 (1時間)	文章による表現力, 課題に対する理解力等をみます。
口述考査	個別面接	主として人物についての評定を行います。
適性検査		通常の職務遂行に必要な適性の有無等について検査します。
資格調査		受験資格の有無等について調査します。

※ 教養考査の成績が一定以上の方のみ, 論文考査及び口述考査を行います（適性検査終了後に教養考査の結果を発表します。）。

5 受験手続

(1) 受験申込（郵送又は持参による方法のみ）

申込方法	<p>次の書類に必要事項を記入し、茨城県人事委員会事務局に郵送するか、又は持参してください。</p> <p>【職種共通】</p> <p>(1) 履歴書（県所定の様式）</p> <p>(2) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書（在学中の人にあつては、卒業見込証明書及び成績証明書）</p> <p>(3) 82円分の切手を貼った長形3号の返信用封筒（受験票を送付するためのものです。封筒の表面に、受験票を受け取るのに都合の良い受験者のあて名（郵便番号、住所、氏名）を必ず記入してください。）</p> <p>(4) 上記(1)、(2)、(3)に加えて、職種ごとに以下の書類を提出してください。</p> <p>【職業訓練指導員（情報系）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究・業績等調書（県所定の様式） <p>【職業訓練指導員（情報処理科）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練指導員（情報処理科）の免許の写し（取得済みの人のみ） <p>※ <u>二つの職種の両方を併願することはできません。受験資格に該当する方を選択してください。</u></p> <p>※ 履歴書等の用紙は、茨城県人事委員会事務局のホームページからダウンロードできます。</p> <p>※ 郵送で申込みの際は、申込みの封筒の表に「選考申込」と朱書きし、必ず郵便局の窓口で「簡易書留」の手続をとってください。</p>
申込先	茨城県人事委員会事務局 〒310-8588 水戸市笠原町978番6
受付期間	<p>【郵送の場合】 平成30年7月6日（金）～平成30年8月10日（金）（消印有効）</p> <p>【持参の場合】 平成30年7月6日（金）～平成30年8月10日（金）</p> <p>※ <u>持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日）は受け付けできません。また、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。</u></p>

(2) 受験票等送付

受付後、茨城県人事委員会事務局から受験票を送付します。平成30年8月24日（金）までに到着するように郵送しますが、それまでに到着しない場合には、茨城県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(3) 第1次考査当日に持参するもの

- ①受験票 ②HBの鉛筆又はシャープペンシル ③消しゴム ④鉛筆削り ⑤黒色のボールペン ⑥昼食

6 合格者の発表

平成30年9月19日（水）午後1時（予定）

茨城県人事委員会事務局のホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、全ての考查科目を受験した受験者全員に合否の結果を通知します。

7 採用予定年月日

平成31年4月1日以降を予定しています。

※ この選考に合格しても、受験資格に該当しないこととなった場合（博士又は修士の学位を取得しない人、茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例第11条に定める条件（別紙参照）に該当しない人、又は職業訓練指導員免許（情報処理科）を取得しない人）は、採用されません。

8 給与、勤務時間、休暇制度

(1) 給与は、職員の給与に関する条例、規則により支給されます。例えば、大学を卒業後、直ちに採用された場合の給与月額は、196,948円（地域手当6%を含む。）です。

- ・ 職務経歴等がある場合は、所定の額が加算されます。
- ・ このほか、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・ これらの額は、条例改正等によって変更されることがあります。

(2) 勤務は、原則として週5日（完全週休2日制）で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分です。

(3) 年次有給休暇は、1年につき20日間（ただし、4月採用の場合は、採用年のみ15日）で、年休の残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます（年間最大40日）。

また、5日間の夏季休暇があります。このほか、育児休業、特別休暇（結婚、忌引等）があります。

9 その他

(1) この選考についての問い合わせ先等

■ この選考について

茨城県人事委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内

電話 029-301-5549 FAX 029-301-5559

Eメールアドレス saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp

■ 職務内容及び受験資格について

茨城県総務部人事課

〒310-8588 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内

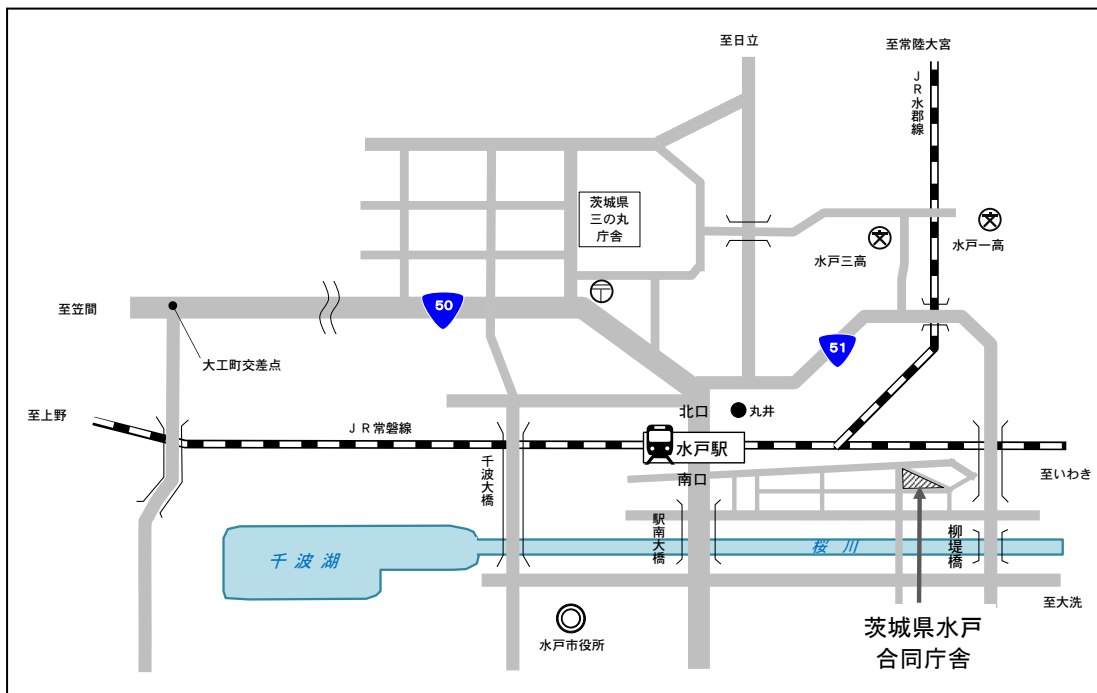
電話 029-301-2278 FAX 029-301-2289

Eメールアドレス jinji-jinji@pref.ibaraki.lg.jp

※ 茨城県人事委員会事務局ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/jinjiin/>)
及び総務部人事課ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/jinji/>) で、
この選考についての情報を提供するとともに、提出書類（様式）をダウンロードできます。

(2) 選考会場

茨城県水戸合同庁舎（水戸市柵町1-3-1）



○ 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例第11条に定める条件

- (1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(同条に規定する短期養成課程(以下「短期養成課程」という。)の指導員養成訓練を修了した者)にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認めるものに限る。
- (2) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに該当する学位を含む。)を有する者若しくは規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。)附則第5条に規定する研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者
- (3) 学校教育法第1条に規定する大学又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の7第1項に規定する職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校若しくは法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「大学等」という。)において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (4) 大学等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- (5) 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (6) 大学等において、3年以上助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (7) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績がある者
- (8) 3年以上教育訓練に関する指導の経験を有する者
- (9) 10年以上(短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は規則第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者)にあっては、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したものに限る。)若しくは学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有する者又は改正省令附則第5条に規定する長期課程の指導員訓練を修了した者(にあっては、5年以上)の実務の経験を有する者